

第9回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年2月12日（金）午後1時30分から2時00分

2 開催場所 光市役所 大会議室1・2号

3 出席委員（21人）

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
4番	小林	勉
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
7番	小田	博
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員

農業委員

（1人）

3番 出穂 真奈美

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 水田埋立による畑地造成報告について

報告 第3号 農地法施行規則第53条第14号の認定について

報告 第4号 現況地目等の照会について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

それでは第9回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、3番 出穂 真奈美 委員より欠席の連絡がありました。

本日出席の農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、6番 西岡 正信 委員、7番 宮内 昭壽 委員、にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

事務局

それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は1件でございます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それではご説明申し上げます。

申請のあった土地は、大字岩田地内の市役所大和支所の西北約1.3kmに位置する4筆で、地目は田及び畑です、面積は田が3筆で5,871㎡。畑が1筆で344㎡、合わせて6,215㎡です。申請の事由ですが、譲受人が農業経営を引き継ぐにあたり、母親名義の農地も生前贈与を受け自分名義にしようとするものです。

なお、相続の発生による農地の継承については農地法での許可を受ける必要はありません。

では、農地法第3条第2項に規定されております農地の権利移動の制限ですが、1から7号まで規定されており、農地の権利を取得する側において、すべてをクリアしていなければ許可できないこととされております。それでは、各号について検討した結果について順を追ってご説明申し上げます。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、譲受人は当該農地を従前より耕作しており、取得後も効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はされません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 弘田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 弘田委員、補足がありましたらお願いします。

11 番 特にございませぬ。

議長 これより質疑に入ります。何かございせんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
つづいて説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は1件でございます。

それでは、ご説明いたします。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は愛知県に本店を有する法人で、譲渡人は市内に住まいの無職の個人です。

申請のあった土地は、大字三輪地内、市役所大和支所から南西へ約1.5kmに位置する1筆で、登記地目は田、面積は1,659㎡の自作地です。

譲受人は、太陽光発電による売電事業の拡大を計画し、当該農地の維持管理が困難となり、処分先を探していた譲受人よりここを取得し、パネル面積515.58㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電施設を建設し、ようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。
許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替となる用地がない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、城委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 城委員、補足がありましたらお願いします。

推進 6 番 特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。
つづいて説明をお願いします。

事務局

つづいて議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。

光市長から、農用地利用集積計画の承認を求められています。

これは、農地法の許可を必要とせずに市が計画した農用地利用集積計画に基づいて、農地の貸し借りができる制度です。市が公告することで効力が発生しますが、事前に農業委員会の承認が必要となります。

別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。

新規の 1 件のみ、1 筆で面積は 2,600 m²、です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして報告事項をお願いします。

事務局

それでは、報告事項 1 号から 4 号は一括して説明申し上げます。

まず報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、4件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて報告第2号「水田埋立による畑地造成報告について」です。

届出の件数は1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、受理いたしました。

つづいて報告第3号「農地法施行規則第53条第14号の認定について」です。

本件は、携帯電話のアンテナ等の設置について、農地法上の許可を受ける必要はありませんが、届け出を要すものです。

内容については記載のとおりでございます。

届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、当該施設の設置について当委員会として異議のない旨回答いたしました。

つづいて報告第4号「現況地目等の照会について」です。

照会件数は1件で、山口地方裁判所周南支部からでございました。

内容については記載のとおりでございます。

記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、その旨文書で回答しました。

説明は以上です。

議長

只今の報告第1号から第4号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等がないようでしたら、これらは報告案件でございますの

で、御了解いただきたいと思います。

以上で、第9回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和3年2月12日開催の第9回光市農業委員会総会の議事録である。

令和3年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印